

第 4 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和2年3月18日	会場	第1委員会室	案件	所管事項の調査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

◎市民部の報告及び当面の課題説明を受け質疑を行う。

1. 令和元年度における介護保険法第 197 条第 3 項及び地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づく事務に対する実地指導の結果について

(1) 勧告事項について

- ① 指定居宅介護支援事業者に対する監査について
 - ② 指定居宅介護支援事業者に対する措置について
- ※令和2年5月11日までに「勧告事項改善状況報告書」の提出

(2) 文書指導事項について

- ① 指定居宅介護支援事業者において運営基準違反が認められる場合は、すみやかに実地指導をすること。
- ② 偽りその他不正行為による居宅介護サービス計画費の支払の事実を踏まえ、その支払った居宅介護サービス計画費を返還するよう指導すること。
- ③ 指定居宅介護支援事業者において居宅介護サービス計画費の過誤又は不正請求を把握した場合は、速やかに指導監査を実施し、返還等の指導を行い、保険給付の適正化を図ること。
- ④ 名寄市自ら定める指導監査要綱及び国の指針等に則り、適正に指導監査を行い、介護給付等対象サービスの質の確保を図ること。

※令和2年5月11日までに「改善状況報告書」の提出

(3) 今後のスケジュール

- 3月17日 保険者(名寄市介護保険事業特別会計)より名寄市社会福祉協議会に対して返還金及び加算金を請求
- 4月15日 名寄市社会福祉協議会 監査結果通知に基づく名寄市への「改善状況報告書」の受領(期限)
- 4月15日～22日 名寄市社会福祉協議会 改善状況の履行現地確認
- 5月11日 名寄市 実地指導結果に基づく北海道への「勧告及び指導改善状況報告書」の提出(期限)

【質疑】

Q：返還金及び加算金の納入期限は。自主返還の内容について社会福祉協議会は理解しているか。

A：返還金及び加算金は年度内納付である。自主返還の内容は社会福祉協議会も確認している。

Q：自主返還金額は大きく一度に返還するのは厳しいのでは。また、行政処分により6カ月間、新規

受入の停止、介護報酬の請求を上限 7 割とすることにより今後の運営に支障はきたさないのか。

A：自主返還は、他の事例も参考に分割納入もあり、社会福祉協議会での協議内容に沿って、相談対応していくが、市民の税金は投入しない。また、利用者が安心して継続してサービスが受けられるように事業者に対して、介護サービスを低下や停滞させないよう、指導を行っていく。

2. 新型コロナウイルス感染症に対する公共施設の対応について

(1) 公共施設の対応方針について

名寄市においては、新型コロナウイルス感染症予防対策として、北海道の緊急事態宣言も勘案しながら、令和 2 年 3 月 4 日から 3 月 19 日まで、一部施設を除き、公共施設を臨時休館する措置をとることで、市民には不要不急の外出を極力控えて頂いた。

その後、北海道内の感染者は増加しているが、感染地域は広がっておらず、また本市においては感染者が発生していない。

よって、感染リスクを最小限に抑えつつ、日常の活動を徐々に再開して頂くよう、名寄市としては、3 月 20 日以降、国が示している 3 原則である、①換気の悪い密閉空間、②人が密集、③近距離での会話、を避けることを基本に、「利用にあたっての注意事項」の喚起を行いながら、公共施設の臨時休館の緩和をはかる。

(2) 利用にあたっての注意事項について

- ・施設を利用される方への注意事項及び感染症対策への協力については、ポスターで市民周知
- ・利用については、市民の利用を基本とし、市外から集客するようなイベントなどは、引き続き利用を禁止する。

(3) 各施設の対応について

3 月 20 日～3 月 31 日までの開館及び臨時休館対応については、個別施設名で確認。

(4) 今後の協議について

4 月以降の市または教育委員会の主催・共催および実行委員会の事務局を担っているイベントや会議等の開催や、公共施設の開館及び臨時休館の対応については、国や北海道の動向、道内の感染状況を見極めながら、名寄市感染症危機管理対策本部で判断する。

(5) 新型コロナウイルス感染症に関する補正予算について

①消毒液の購入等にかかる経費：衛生費 感染症対策事業費 30 万円

【質疑】

Q：公共施設の臨時休館の緩和について、市民・団体への周知方法は。

A：市のホームページ及び報道を通じて周知を図る。

Q：補正予算の内訳と年度内の納入は間に合うのか。

A：内訳は消毒液とペーパータオルで、すでに発注しており年度内の納入は可能である。

3. 第 2 期名寄市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対するパブリック・コメント手続きの実施結果について

令和 2 年 2 月 12 日～3 月 12 日までの募集期間に、1 名より 1 件の意見があり、検討の結果素案の修正は行わず原案どおりとして策定することとした。

なお、頂いた意見は施策を推進する上で、参考とする。